

割賦販売法の一部を改正する法律案の概要

1. 背景

決済テクノロジーの進展 ⇒ 決済サービス・主体の多様化 (FinTech企業の拡大)

ECモール事業者等が利用者に
多様な決済手段を提供

少額の分割後払いを含む多様な利用者のニーズ

蓄積されたデータ等を用いて
従来より精度の高い審査が可能に

新たなサービス・主体が出現する中で
情報漏えいリスクが増大

新しい技術・サービスに対応し、**利用者が安全・安心に多様な決済手段を利用できる環境を整備することが必要**

2. 法律の概要

少額の資金移動や前払いは、
資金決済法で手当て

(1) 少額の分割後払い規制の導入

【第3章第1節第4款関係】

少額 (限度額10万円以下) の分割後払い
サービスの提供事業者について、**登録制度を創設**。

○ **純資産要件**【第35条の2の11第1項第3号関係】
(資産 - 負債) ≥ 資本金等 × 90/100
をグループ又は5年以内に達成 等

○ **適正な限度額審査**
審査手法を事前チェック【第35条の2の11第1項第11号関係】
延滞率等で事後チェック【第35条の2の7関係】

○ **契約解除前等の催告期間 (7~8日間)**

【第35条の2の6関係】

以下の規制については、
従来のクレジットカード会社と同等のものを課す。

(消費者保護規制)

- カード交付時・利用時の書面交付
- 個人情報の取扱い、苦情の適切な処理
- 抗弁の接続 等

(セキュリティ規制)

- クレジットカード番号等の適切な管理 等

(2) 審査手法の高度化への対応

【第3章第1節第2款関係】

利用・返済実績や取引履歴等を分析・解析し、
より精度の高い限度額の設定が可能に。

新たな審査手法について**認定制度を創設**。当該
手法をもって、現行の支払可能見込額調査※に代え
ることが可能に。【第30条の5の4第1項関係】

事前チェック

【第30条の5の4第1項関係】

○ 適切な限度額審査

- ① 審査手法の説明
(不適切な要素を組み込まない 等)
- ② 延滞率の設定
(⇒当該延滞率の中で管理)

○ 適正運用のための内部 管理体制

事後チェック

○ 定期的な報告により、 実施状況を確認

【第30条の5の5第4項関係】
(設定した延滞率での管理状況 等)

○ 著しく不適正な場合、 改善命令、認定取消し 等

【第30条の5の4第5項、
第30条の6等関係】

(※) 現行の支払可能見込額調査

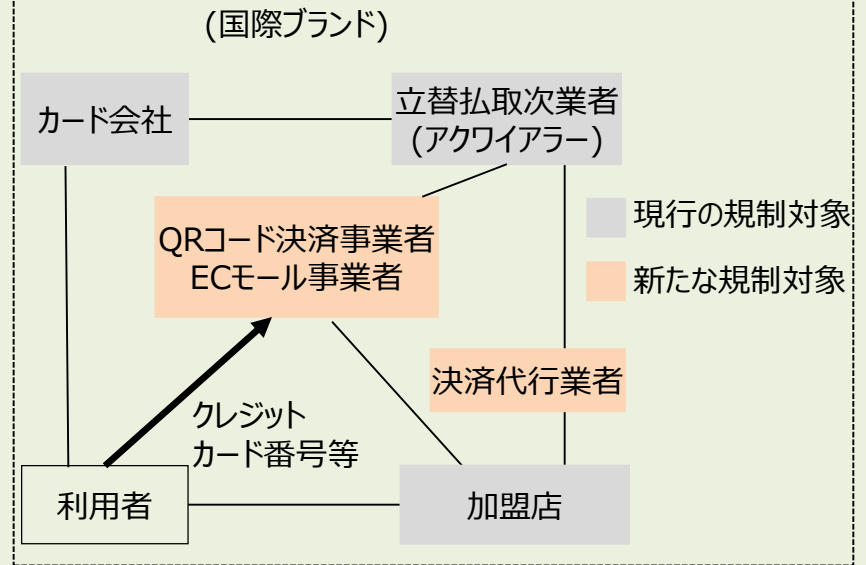
- ・ 利用限度額 ≤ 支払可能見込額 × 90/100
- ・ 支払可能見込額 = 年収 (+ 預貯金) - クレジット債務 - 生活維持費

(3) QRコード決済事業者等のセキュリティ対策強化

【第35条の16、第35条の17関係】

現行のクレジットカード会社、立替払取次業者、
加盟店に加え、**新たに決済システムにおいて大量の
クレジットカード番号等を取り扱う事業者** (決済代
行業者、QRコード決済事業者・ECモール事業者
等) について、**クレジットカード番号等の適切管理
を義務化**。

クレジットカード番号等の適切管理義務の規制対象



(4) その他

クレジットカード会社がカード等を利用者に交付するとき等の**書面交付義務**について、**電子メール等の方法を利用可能に**。【第30条、第30条の2の3関係】

また、クレジットカード会社に対する監督手段として、**業務停止命令を措置**。【第34条の2第2項関係】